

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月13日

【会社名】 株式会社ハーツユニテッドグループ

【英訳名】 Hearts United Group Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 宮澤 栄一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03(6406)0081

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 風間 啓哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03(6406)0081

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 風間 啓哉

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,017,200,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債】

銘柄	株式会社ハーツユニテッドグループ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,017,200,000円
各社債の金額(円)	金25,430,000円の1種
発行価額の総額(円)	金1,017,200,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成33年5月28日
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄2(2)乃至(3)に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成33年5月28日(以下「償還期限」という。)にその総額を償還する。</p> <p>(2) 当社は、平成30年5月30日以降、平成33年5月27日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。</p> <p>平成30年5月30日から平成31年5月29日までの期間：101.5% 平成31年5月30日から平成32年5月29日までの期間：103.0% 平成32年5月30日から平成33年5月27日までの期間：104.5%</p> <p>(3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成33年5月27日までの期間、その選択により、償還すべき日の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該通知により指定した償還日(償還期限より前の日とする。)に、以下に記載の割合をその保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することを当社に請求する権利を有する。</p> <p>平成28年5月30日から平成30年5月29日までの期間：105.0% 平成30年5月30日から平成33年5月27日までの期間：100.0%</p>

償還の方法	(4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3. 償還元金の支払場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 笹塚支店
募集の方法	第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合(以下、「割当予定先」という。)
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成28年5月30日
申込取扱場所	株式会社ハーツユニテッドグループ 人事総務本部 東京都港区六本木六丁目10番1号
払込期日	平成28年5月30日 本新株予約権の割当日も同日とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含む。)第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法(明治38年法律第52号、その後の改正を含む。)に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本新株予約権付社債には担付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号、その後の改正を含む。)第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は「償還の方法」欄の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。

- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
3. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
4. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
5. 取得格付
格付は取得していない。
6. 転換の制限
割当予定先は、本新株予約権付社債の発行日から2年間を経過する日までの間、本新株予約権を行使しようとする場合において、当該行使により発行される当社の普通株式が本新株予約権付社債の払込金額の80%(本新株予約権の数の合計40個のうち、32個)を超えることとなるときは、当該行使に先立ち、当社の承諾を要する。
7. 本新株予約権の行使指示
当社は、割当予定先の業務執行組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下「ウィズ・パートナーズ」という。)との間で、本新株予約権付社債に関する投資契約(以下「本投資契約」という。)を締結し、以下のとおり合意する。
- (1) 当社は、平成30年5月30日以降、本新株予約権の行使期間における最終営業日から2営業日前までの期間いつでも、ウィズ・パートナーズに対して、行使指示日(以下に定義する。)に先立つ10連続取引日(行使指示日を含み、終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下同じ。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の終値が、行使指示日に適用のある本新株予約権の転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」において定義される。)の150%を超過した場合、累積で本新株予約権8個(元本総額203,440千円、新株予約権の目的となる株式80,000株。)を上限として、本新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができ、ウィズ・パートナーズは、当社の指示に応じて、かかる指示のあった日(以下「行使指示日」という。)から2営業日以内に割当予定先をしてかかる行使を行わせなければならない。但し、ある行使指示日において、当社が行使を指示することのできる新株予約権の個数は、いかなる場合も、行使指示日に先立つ10連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の1日平均出来高の20%に相当する個数を超えないものとする。
- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、(i)割当予定先が別途本新株予約権の行使を請求した日から20営業日以内の期間、()上記(1)に従い当社の指示により割当予定先が本新株予約権の行使を請求した日から20営業日以内の期間、及び()ウィズ・パートナーズ又は割当予定先が当社の公開していない重要事実(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下同じ。)第166条第2項に定める重要事実をいう。以下同じ。)又は重要情報取得通知(ウィズ・パートナーズが当社の未公表の重要事実又は重要事実該当するおそれのある情報を取得した場合に、ウィズ・パートナーズがかかる情報及びその受領日につき当社に対し通知する書面をいう。)に記載された情報を保有している期間(かかる情報が重要事実該当しない旨を当社がウィズ・パートナーズに対し書面をもって説明した場合、又はかかる情報を当社が金融商品取引法第166条第4項及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含む。)第30条の規定に従い公表した場合を除く。)は、ウィズ・パートナーズに対する本新株予約権の行使指示を行うことができない。
8. 繰上償還に関するその他の合意事項
- (1) ウィズ・パートナーズ及び割当予定先は、別記「償還の方法」欄2(3)の規定にかかわらず、本新株予約権付社債の払込期日以降、平成30年5月29日まで(当日を含む。)の間は、(i)以下の乃至及び乃至のいずれかの事項が決定若しくは承認された場合、又は()以下の の事項が発生した場合に限って、当社に対し別記「償還の方法」欄2(3)の規定に基づく本新株予約権付社債の繰上償還の請求を行うことができるものとする。
- 当社、株式会社デジタルハーツ及び株式会社フレ임ハーツ(総称して、以下「当社等」という。)の事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け
当社等の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て
当社の普通株式の上場廃止又はその決定

当社等が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社等が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社等が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社等の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合

当社による本投資契約の重大な違反

当社の普通株式に関する公開買付けに関するウィズ・パートナーズの事前承諾のない当社の意見表明

当社の自己株式の取得(公開買付けによるものを含む。)の決定

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号、その後の改正を含む。)第19条第8項に定める「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」をいう。)の発行を決定した場合

当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役職員に報酬として割り当て又は交付される場合以外の新株予約権、新株予約権付社債、株式等の発行を当社が決定した場合

- (2) 平成30年5月30日以降、いつでも、ウィズ・パートナーズは当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、別記「償還の方法」欄2(3)の規定に基づき繰上償還するよう当社に請求することができる。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2記載の転換価額(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(1)乃至(5)の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。 ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、2,543円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合 調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄3(2)乃至の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)4の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p>
-----------------------	--

新株予約権の行使時の払込金額	<p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄3(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,017,200,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則(平成18年法務省令第13号、その後の改正を含む。)第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成28年5月30日から平成33年5月27日までとする。</p> <p>ただし、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成33年5月28日以降に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ハーツユニテッドグループ 人事総務本部 東京都港区六本木六丁目10番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1. 本社債に付する新株予約権の数
各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
2. 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所(本(注)において、以下「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。
3. 本新株予約権行使の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
4. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
5. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権付社債に係る発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティングの評価報告書の新株予約権に関する評価結果(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照)及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,017,200,000	10,000,000	1,007,200,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額10,000,000円は、弁護士報酬費用、本新株予約権付社債算定評価報酬費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、有価証券届出書作成費用、及び変更登記費用等の合計額です。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
中国におけるゲームデバッグ事業投資資金	400	平成28年6月 ～平成31年5月
中国事業に係るM & A資金	607	平成28年6月 ～平成31年5月

- (注) 1. 本第三者割当て調達する資金の具体的な使途としましては、以下を予定しております。

中国におけるゲームデバッグ事業投資資金

これまで、当社グループは、主力事業のデバッグ事業に関して、中国をはじめとする海外におけるデバッグ事業のさらなる拡大を目指すべく、中国の大手ゲームパブリッシャーやゲームメーカーをはじめとした現地の有力企業と強固なネットワーク及びアジアでの事業展開支援において豊富な経験と実績を有しているウィズ・パートナーズ(住所：東京都港区愛宕二丁目5番1号 代表取締役：安東俊夫)及びその香港子会社であるWhiz Partners Asia Ltd.(滙澤亞洲投資有限公司)(以下「ウィズ・グループ」と総称します。)と共同で中国におけるゲームデバッグ事業に関する事業化可能性の調査を実施して参りました。

その結果、中国のユーザーのゲーム品質に対する要求水準の高まりや海外のゲームメーカーの中国市場への参入を背景に、中国のゲームメーカーにおけるデバッグの重要性及びそのアウトソーシング需要の顕在化を確認することができたため、中国市場への参入を決定するとともに、今後もウィズ・グループが持つ海外ネットワークを活用することが当社グループにとって有益であると判断し、平成28年5月13日をもってウィズ・パートナーズとの業務提携及び中国におけるゲームデバッグ事業の開始を決定するに至りました。

また、あわせて、より強固な関係を築くためウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務めるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合への本新株予約権付社債の第三者割当ても決定いたしました。

今回の業務提携により、当社グループは、ウィズ・グループからの「中国におけるゲームデバッグ事業」に対する積極的な支援を受けながら、中国におけるゲームデバッグ事業を開始し、推進する予定であり、中国への事業投資資金は、中国市場におけるゲームデバッグ事業展開を加速させるための中国現地企業である人材供給等の可能な協業先の発掘及び資本参加を含む提携等の現地での事業運営資金費用400百万円を予定しております。

中国事業に係るM & A資金

当社グループでは、主力事業のデバッグ事業を中心に、グループ全体の知見・ノウハウを結集し、事業及び地域の垣根を越えた知的・技術的連携によるシナジー効果を期待できる企業に対して、M & Aの手法を積極的に活用して参りました。この度の業務提携によって、中国におけるゲームデバッグ事業の成長をより加速させる必要性から、機動的なM & Aを行うための資金の一部として607百万円を支出することを見込んでいます。

当社グループでは、これまで国内で売上高450百万円から1,500百万円の企業を対象としてM & Aを実施して参りましたが、今後の中国におけるゲームデバッグ事業の成長をより加速させるために、今後3年間にわたり、当社グループの事業とシナジー効果が見込まれる中国におけるエンターテインメント事業等を行っている事業体を対象とし、売上高2,000百万円から5,000百万円規模の企業の支配権等を獲得することを前提に、上記の607百万円をM & A資金の一部に充当する予定です。当該資金使途の算定においては、想定される投資対象企業の発行済株式のうち、議決権比率で最大で100%取得することを前提にしております。なお、調達した資金で不足する場合は、金融機関からの借入等を併用するなど、資本政策等を総合的に勘案しながら資金調達を実行する予定です。

上記支出予定時期については、当面の見込みを記載しております。上記支出予定時期までに当社が満足する条件の案件が現れない場合には、一部を借入金の返済に充当することもあります。原則として、引き続き新たな案件の探索、検討を行い、上記支出予定時期以降においても、中国事業に係るM & A費用に充当する考えであります。その場合には、適時適切に開示いたします。

2. 上記用途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
- なお、当社が当初想定していた、中国におけるゲームデバッグ事業等の進捗と実際の進捗との間に乖離が生じた場合には、中国におけるデバッグ事業等からの撤退をする可能性があります、その場合には上記用途予定の調達資金を早期に償還する可能性があります。

< 転換社債型新株予約権付社債の発行の方法を選択した理由 >

当社は、「中国におけるゲームデバッグ事業」等の促進が、当社が目指す戦略分野への先行投資を推進し、あわせてサービス価値や企業価値の最大化を実現するために必須であると判断するに至りました。ウィズ・グループとの業務提携にあたり、下記のとおり様々な資本関係の構築方法を比較検討した結果、具体的な方法としては、転換社債型新株予約権付社債が株価に対する過度の下落圧力を回避することで既存株主の利益に配慮しつつ、ウィズ・グループ等との関係を構築して「中国におけるゲームデバッグ事業」等を推進し、M&A等を積極的に活用としながら、中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断しました。

< 他の資金調達方法と比較した場合の特徴 >

第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権又は新株予約権付社債の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、転換社債型新株予約権付社債による資金調達手法は、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。また、割当予定先との資本関係が固定的な株式よりも、繰上償還事項のある本新株予約権付社債はより柔軟性がありメリットがあると考えております。

新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、権利行使の状況に応じて一度に希薄化が起こることを避けることはできませんが、割当予定先及びウィズ・グループから「中国におけるゲームデバッグ事業」等に対する積極的な支援を受けるため、当初より資本関係に準ずる関係を構築するよう発行総額の拠出を受ける本新株予約権付社債を選択しました。

< 当社のニーズに応じ、配慮した点 >

株価への影響の軽減

- ・ 転換価額は、割当予定先との協議の結果、平成28年5月12日の東京証券取引所市場一部における当社普通株式の普通取引の終値である2,543円に決定しており、その後の修正は行われない仕組みとなっています。当該転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、ウィズ・パートナーズと協議した上で総合的に判断いたしました。
- ・ 本第三者割当は、転換社債型新株予約権付社債の発行によるものであり、株価の動向等を踏まえた本新株予約権の行使により随時株式が交付されることになるため、一度に調達予定総額に相当する新株が発行される新株発行の場合とは異なり、株式需給が急速に変化することによる株価への大きな影響を回避できます。

希薄化の抑制

- ・ 事業進捗に合わせた資本関係構築のため、本新株予約権付社債については、発行日より起算して2年を経過するまでは、発行数量の80%を超える部分の転換については、当社の事前の承認を必要とするとしており、一定の希薄化の抑制ができると考えられます。
- ・ さらに、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては本新株予約権の円滑な行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達を実現することが可能になります。

資本政策の柔軟性

- ・ 平成30年5月30日以降は、当社の資金繰り、ウィズ・グループとの「中国におけるゲームデバッグ事業」等における協業の見直し等の状況に応じて、当社の判断により残存している本新株予約権付社債の全部又は一部を繰上償還することが可能であり、資本政策の柔軟性を一定程度確保できます。

< その他配慮した点及びその対策 >

本新株予約権付社債については、その特性上、当初は本社債の元本部分の払込みが行われて資金調達を実現できますが、本社債権者が本新株予約権を行使しない場合は最終的には当社は社債元本を償還する義務を負い、当該償還のための資金を調達する必要があります。ただし、株価が転換価額の150%を超えて上昇した場合には、本投資契約に基づき、当社が割当予定先に対して本新株予約権の一部について行使させることができることとなっており、かかる条項が設けられていない場合に比較して、社債の株式(資本勘定)への転換が進み、将来の償還金額が減少するとともに、負債が削減され、自己資本の強化が可能になりやすい設計になっています。

< 資金使途の合理性に関する考え方 >

当社は、「中国におけるゲームデバッグ事業」の促進が、当社が目指す戦略分野への先行投資を推進し、あわせてサービス価値や企業価値の最大化を実現するために必須であると判断するに至りました。本第三者割当は、ウィズ・グループからの「中国におけるゲームデバッグ事業」等に対する積極的な支援を得るとともに、「中国におけるゲームデバッグ事業」に必要な運転資金及び、協業企業の発掘・M & Aを含む資本参加等のための費用の一部を確保することを目的としたものです。本第三者割当による調達資金によって「中国におけるゲームデバッグ事業」等を推進・加速することにより、将来に向けて事業の拡大及び収益向上に資することで財務基盤の強化を図ることが可能となります。既存株主に対しても希薄化等の影響はありますが、これにより中長期的な企業価値の向上に資するものであるため、当資金使途は合理的であると判断しております。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号、その後の改正を含む。)	
組成目的	日本を中心とするアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。	
組成日	平成25年4月1日	
出資額の総額	12,800,000,000円(平成28年3月31日現在)	
主たる出資者及び出資比率	1. 46.88% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 上記以外に10%以上の出資者はありません。 2. 3.13% 株式会社ウィズ・パートナーズ(本組合の業務執行組合員です。)	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 9.17% 松村 淳 2. 9.15% 東海東京インベストメント株式会社 81.68% その他25名
当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。	

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社は、中期経営計画で掲げている新しいビジネスモデルによる高付加価値サービス事業の提供と、アジア市場への展開を当社とともに推進していただける先を割当対象とする第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。当社の現状と今後の成長戦略のディスカッションを重ねた結果、ウィズ・パートナーズが保有しているノウハウやネットワークが当社の成長戦略の中で補完できる部分が多いとの結論から、転換社債型新株予約権付社債の投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

本割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は、ウィズ・パートナーズが創設したファンドであり、本割当予定先自体は純投資を目的としているものの、その投資手法は経営に一定の関与をすることにより投資先の企業価値向上(バリュー・アップ)を図ることです。そのような中、ウィズ・パートナーズは、国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成を目的に、特にライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野への投資実績を残してきております。また、経営状況につきましても、金融商品取引業者(関東財務局(金商)第2590号)に登録されていることに加え、財政面でも資本も充実していること等から、独立系のファンドとして高い信用と安定した経営基盤を持つ会社であると考えております。ウィズ・パートナーズの運営するファンドのうち、ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の組成目的は、同組合契約書によれば、「日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展の支援を行う」ことであり、当社の事業であるデバッグ事業は今後高い成長・発展が見込まれている点及び当社の中期経営計画における基本方針のひとつである「地域や領域を越えたデバッグ事業成長の追及」において、アジア地域への展開がこの組成目的に合致し、また、ウィズ・パートナーズの投資・育成の投資実績から保有しているノウハウやネットワークが当社の成長戦略の中で補完できる部分が多いとの結論から当社は本割当予定先を選定いたしました。

ウィズ・パートナーズからは、当社の事業戦略とその推進のための安定資金確保の必要性について深いご理解をいただいております。加えて、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ及びその子会社で香港に設立されたWhiz Partners Asia Ltd.は、当社の「中国におけるゲームデバッグ事業」が主なターゲットとしている中国市場のゲーム開発会社に強い人的及びビジネス上のネットワークを保有しており、またウィズ・パートナーズはその投資先企業のアジアでの事業展開支援において豊富な経験と実績を持っており、当社の「中国におけるゲームデバッグ事業」等を推進するための事業パートナーとして適切と判断したためです。

d 割り当てようとする株式の数

400,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は、日本を中心とするアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、当社に対する投資については、当社の「中国におけるゲームデバッグ事業」の開発資金に充当するほか、同ファンドの業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通してアジア各国の企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。割当予定先は原則として本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により交付される当社普通株式を中長期保有する方針ですが、提携先の意向、市場動向、投資家の需要等を勘案しながら売却するとの方針であること、また、単なる投資の回収を目的として当該当社普通株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨、口頭で確認しております。ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、当該当社普通株式を市場において売却する可能性があります。割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の「中国におけるゲームデバッグ事業」等において事業開発に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることから、当該重要事実が公表されるまでの一定の期間、インサイダー取引規制に服するため、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

なお、当社と割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズとの間で締結する本投資契約には、以下の内容の条項が含まれております。

当社は、本投資契約締結日以降、本新株予約権付社債の払込期日から割当予定先が本新株予約権付社債の全部若しくは一部を保有している期間において、以下の各号のいずれかに該当する場合で、株式(種類を問わない。)又は新株予約権(目的である株式の種類を問わず、社債に付されたものを含む。)の発行を決定しようとする場合には(当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員又は職員に対して発行するストックオプションとしての新株予約権を除く)、事前に、ウィズ・パートナーズとの間で協議を行い、かつ、ウィズ・パートナーズの書面による承認を得なければならない。但し、当社又は当社の子会社とライセンス、共同開発その他の提携契約を締結する会社が当社に対し追加投資を希望する場合、その他当社とウィズ・パートナーズが合意した場合はこの限りではない。

- (1) ウィズ・パートナーズが当社に対し追加の投資(以下「追加投資」という。)を提案しそれを撤回していない場合に、第三者から当社に対する投資(以下「第三者投資」という。)の提案がある場合で、追加投資におけるウィズ・パートナーズ又は割当予定先にとっての条件よりも第三者投資における第三者にとっての条件が有利であるとウィズ・パートナーズが判断しかつ以下のいずれかに該当するとき。

第三者投資における株式の発行価格、新株予約権付社債の転換価額、又は新株予約権の行使価額が追加投資におけるそれらに比して低いこと

第三者投資における投資対象が担保付新株予約権付社債であること

- (2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行するとき。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、割当予定先の平成28年5月12日現在の預金残高が20.7億円あり、本第三者割当の引受に要する資金を保有していることを預金残高証明書にて確認しており、本新株予約権付社債の発行に係る払込金額の払込みのための資力は十分であると判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合及びその業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ及びその代表者が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門3丁目7番12号 虎ノ門アネックス6階、代表取締役 古野啓介)に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。割当予定先の主たる出資者についても、独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認いたしました。また、他の出資者のうち東京証券取引所に上場する会社については調査を省略し、未上場企業及び個人については、株式会社JPリサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先、割当予定先の業務執行組合員、及びその代表者並びに割当予定先の出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合が、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

さらに、割当予定先が本新株予約権を行使することによって取得した株式を取引所金融商品市場内取引によらない取引で譲渡又は担保提供する結果、当該譲渡又は担保提供の相手方が、その時点における当社の発行済株式総数の5%以上を保有することになり得る場合には、ウィズ・パートナーズは当社の事前の書面による同意を得なければならない旨を本投資契約において規定しています。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議の日(以下「発行決議日」といいます。)の前取引日である平成28年5月12日の終値である2,543円を基準株価として、2,543円(ディスカウント率0%)といたしました。

転換価額の算定方法について、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準といたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成28年2月5日付「平成28年3月期第3四半期決算短信」において公表した直近の四半期末の財務状況を踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の発行決議時点における株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

なお、参考までに、本新株予約権付社債の転換価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去6か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価2,241円に対し13.5%のプレミアム、過去3か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価2,229円に対し14.1%のプレミアム、また、過去1か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価2,460円に対し3.4%のプレミアムとなっております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定に当たっては、公正を期すため、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人)に対して価値算定を依頼し、一定の前提、すなわち、株価2,543円(発行決議日の前取引日の終値)、配当利回り(0.75%)、権利行使期間(5年間)、無リスク利率(0.241%)、株価変動性(45.08%)、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定(当社の行動：本新株予約権の行使指示が可能な場合、随時行使指示するものとします。ただし、一度に行う行使指示は1回あたり本新株予約権1個(25,430千円)とする。本新株予約権付社債の償還期限において残存する本新株予約権付社債がある場合は、100円につき100円で償還するものとします。繰上げ早期償還条項については、当社は本新株予約権の行使指示が可能な場合は随時行使指示し、割当予定先は適宜権利行使を行うものとするため、原則として繰上げ早期償還は行わないものとします。割当予定先の行動：割当先は、割当先の判断において適宜権利行使を行うものとし発行後2年間については、32個以上は転換しないものとする。ただし、一度に行う権利行使の数は、1回あたり1個(25,430千円)分とし、行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする。また、売却する株式数は、市場への影響を鑑み、平均売買出来高の約5%を目処として売却するものとする。また買取請求(プットオプション)については、対象新株予約権付社債の発行後2年後以降株価が当初株価の10%以下になった場合行使するものとする。)その他発行条件及びウィズ・パートナーズとの間で締結する本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり金100円)と株式会社ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面100円当たり98円82銭)を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、当社監査役全員(社外監査役3名を含む。)は、下記の各点に鑑み、本新株予約権付社債の発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断しております。

- ・ 本新株予約権付社債の公正価値の算定においては、新株予約権付社債の発行実務及びこれらに関連する財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、株式会社ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・ 株式会社ブルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ 株式会社ブルータス・コンサルティングは、一定の条件(株価、権利行使期間、無リスク利率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権付社債の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。

- ・ 上記の三点から、株式会社ブルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・ 本第三者割当の決議を行った取締役会において、株式会社ブルータス・コンサルティングの意見を参考にしつつ、本第三者割当担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新たに発行される予定の株式数は最大で400,000株であります。これにより平成28年3月31日現在の発行済株式総数11,945,400株(総議決権数111,854個)に対して、最大3.35%(議決権比率3.58%)の割合で希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化しつつ、ウィズ・パートナーズとの事業提携の下、上記「(2)手取金の使途」に記載のとおり使途に充当することにより、当社の「中国におけるゲームデバッグ事業」を推進すること等を目的とする今回の第三者割当による本新株予約権付社債1,017百万円の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上に資するため発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に 対する 所有議決権数 の割合(%)
宮澤 栄一	東京都港区	4,600,000	41.13	4,600,000	39.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,114,300	9.96	1,114,300	9.62
株式会社ハーツユニテッドグループ	東京都港区六本木6丁目10番1号	757,702		757,702	
A-1 合同会社	東京都港区南青山1丁目3-1 3901	600,000	5.36	600,000	5.18
ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2丁目5番1号			400,000	3.45
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	330,000	2.95	330,000	2.85
資産管理サービス信託銀行株式会社	中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	259,000	2.32	259,000	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	港区浜松町2丁目11番3号	231,700	2.07	231,700	2.00
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 13 3 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	228,600	2.04	228,600	1.97

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に對する 所有議決権数 の割合(%)
若狭 泰之	東京都杉並区	220,000	1.97	220,000	1.90
計		8,341,302	67.80	8,741,302	68.91

- (注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3. 割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権付社債の全てを転換し、取得した株式を継続して保有した場合の数であります。
4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に割当予定先の「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第2期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第3期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第3期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)平成27年11月9日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第3期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月12日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年5月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成27年6月26日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年5月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を、平成27年10月23日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年5月13日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日(平成28年5月13日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ハーツユナイテッドグループ 本社

(東京都港区六本木六丁目10番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。